検査実施料に関するお知らせ

（ 管理番号:26-0094 ）
2026年11月 C

謹啓　時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より格別のお引き立てをいただき、厚くお礼申し上げます。

この度、令和8年10月30日付け厚生労働省保険局医療課長の通知「保医発1030第1号」により、測定項目に検査実施料の新設および留意事項の変更がされましたので、下記の通りご案内いたします。

謹白

記

■ 新規保険収載

測 定 項 目	保 険 点 数
悪性腫瘍組織検査（複雑） （神経膠腫におけるBRAF遺伝子 （次世代シーケンシング） 及びBRAF融合遺伝子（次世代シーケンシング））	5，000点
FOLR1タンパク	2，700点

■ 保険収載内容　一部変更

測 定 項 目	保 険 点 数
がんゲノムプロファイリング検査 （固形腫瘍を対象とする場合）（腫瘍細胞検体）	44，000点

■ 適用日

2026（R8）年 11月 1日（日）から適用

CHUKEN 株式会社 四国中検
香川検査所：087-877-0111　高知検査所：088-802-7250　松山検査所：089-955-7600　徳島検査所：088-665-3125
https://www.s-cyuken.co.jp

▼ 新規保険収載

測定項目	悪性腫瘍組織検査（複雑） （神経膠腫におけるBRAF遺伝子（次世代シーケンシング） 及びBRAF融合遺伝子（次世代シーケンシング））
保険点数	5，000点
検体検査判断料	遺伝子関連・染色体検査判断料（100点）
診療報酬点数表区分	「D004-2」悪性腫瘍組織検査「1」「ロ」処理が複雑なもの
留意事項	（４）　「1」の「ロ」処理が複雑なものとは、次に掲げる遺伝子検査のことをいい、使用目的又は効果として、医薬品の適応を判定するための補助等に用いるものとして薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品又は医療機器を用いて、次世代シーケンシング等により行う場合に算定できる。 ア～コ（略） サ　神経膠腫におけるBRAF遺伝子検査（次世代シーケンシング）及びBRAF融合遺伝子検査（次世代シーケンシング）

測定項目	FOLR1タンパク
保険点数	2，700点
検体検査判断料	病理判断料（130点）
診療報酬点数表区分	「N002」免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製「6」
留意事項	（13）　FOLR1タンパクは、再発卵巣癌患者に対して、抗葉酸受容体α抗体抗悪性腫瘍剤の投与の適応を判断することを目的として、HQリンカーを用いた免疫組織化学染色法により病理標本作製を行った場合に、本区分の「6」ALK融合タンパクの所定点数を準用して算定する。ただし、再発リスクが高い場合や既存治療で十分な効果が得られない可能性が高い場合には、関連学会の定めるガイダンスに沿って実施した場合に限り、初発卵巣癌患者に対しても算定できるが、この場合においては、本検査が必要と判断した医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。なお、当該薬剤の投与方針の決定までの間の1回に限り算定できる。

▼ 保険収載内容 一部変更

下線部分が変更されました。

測定項目	がんゲノムプロファイリング検査 （固形腫瘍を対象とする場合）（腫瘍細胞検体）
保険点数	44，000点
検体検査判断料	遺伝子関連・染色体検査判断料（100点）
診療報酬点数表区分	「D006-19」がんゲノムプロファイリング検査（1） 固形腫瘍を対象とする場合
留意事項	（１） 固形腫瘍を対象とする場合 ア～オ （略） カ 「注2」に係る規定は、固形腫瘍の腫瘍細胞又は血液を検体とし、100以上のがん関連遺伝子の変異等を検出するがんゲノムプロファイリング検査に用いる医療機器等として薬事承認又は認証を得ている次世代シーケンシングを用いて、次に掲げる抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的とした検査を実施した際に併せて取得している包括的なゲノムプロファイルの結果を、標準治療後（終了が見込まれる場合も含む。）にエキスパートパネルで検討を行った上で、治療方針等について文書を用いて患者に説明することにより、「BO11－5」に掲げるがんゲノムプロファイリング評価提供料を算定する場合に適用する。なお、この場合には（1）のイからオまでを満たすこと。この際、診療報酬明細書の摘要欄に、包括的なゲノムプロファイルの結果を併せて取得した検査の実施日を記載すること。 ①～⑬ （略） <u>⑭ 神経膠腫におけるBRAF遺伝子検査及びBRAF融合遺伝子検査</u>